

## ビジネスナビタイム 動態管理ソリューション for ビジネスプラス利用規約

株式会社ナビタイムジャパン（以下「当社」といいます。）は、以下の条項により「ビジネスナビタイム 動態管理ソリューション for ビジネスプラス」（以下「本規約」といいます。）を定め、契約者に対してビジネスナビタイム 動態管理ソリューション for ビジネスプラス（以下「本件サービス」といいます。）を提供します。

### 第1条（定義）

本規約で用いる用語の意義は、次の通りとします。

- (1) 「ドコモ」とは、株式会社NTTドコモをいいます。
- (2) 「ビジネスプラス」とは、ドコモの提供するサービスで、本件サービスその他ドコモの指定するサービスに係るライセンスを付与する内容のものをいいます。
- (3) 「本契約」とは、本件サービスの提供に係る契約をいいます。
- (4) 「契約者」とは、第3条第1項に基づき当社との間で本契約が成立した法人その他の団体をいいます。
- (5) 「ビジネスプラス契約」とは、ビジネスプラスの提供に係る契約で、その内容として本件サービスの提供が含まれるものをいいます。
- (6) 「従業員等」とは、契約者の従業員、役員、顧問、その他従業員に準ずる者（派遣社員を含みます。）をいいます。
- (7) 「契約金額」とは、契約者に対する本件サービス提供の対価として、ドコモから当社に対して支払われる月額料金をいいます。

### 第2条（本件サービス、本件アプリ）

1. 本件サービスにおいて、契約者は、経路探索、動態管理その他当社の指定するサービスを利用することができるものとします。
2. 契約者は、本件サービスを利用する契約者の従業員、役員、顧問、その他従業員に準ずる者（以下、併せて「従業員等」といいます。）に対して、当社が指定するアプリ（以下「本件アプリ」といいます。）を当社の指定する方法でインストールさせるものとします。なお、本件アプリをインストールする情報端末は、契約者がその負担において用意するものとします。
3. 当社は、契約者が当社の責に帰すべき事由によらずに本件アプリの利用（本件アプリのインストールも含みます。以下同じ。）をできないこと、及び本件アプリの利用をできないことを原因として生じ得る支障、障害、損害等について、一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、本件アプリをインストールするアプリストアの審査状況等による本件アプリ及び本件サービスの提供開始又はアップグレードの遅延、及び当該遅延を原因として生じ得る支障、障害、損害等について、一切責任を負わないものとします。

### 第3条（本件サービスの提供及び利用料金）

1. 契約者とドコモとの間でビジネスプラス契約が成立した時点で、同時に、本契約が契約者と当社との間で成立するものとします。
2. 本件サービスは、ビジネスプラス内の1サービスとして提供されます。
3. 契約者は、ドコモに対してビジネスプラスに係る利用料金を支払うことにより、当社に対して利用料金の支払を行うことなく、本件サービスを利用することができます。
4. ビジネスプラスの利用料金は、ドコモが定める「ビジネスプラス利用規約」に基づき請求されます。

### 第4条（禁止事項）

契約者は、本件サービス及び本件サービスで使用されているソフトウェア、ドキュメント、データ、画像、ロゴ等につき、次に定めることを行ってはなりません。

- (1) 本件サービスにアクセスするためのID（以下「本件ID」といいます。）同一IDを複数の者に利用させること
- (2) 本規約に定める条件と異なる利用範囲、目的、態様もしくは方法にて、本件サービスを利用し、又は第三者に利用させること
- (3) 製品表示、著作権表示、その他の注意文言、又は財産権に基づく制限事項を削除又は変更すること
- (4) 複製、頒布、公衆送信、改変、翻訳、翻案又は二次的著作物の作成をすること
- (5) 当社の書面による事前承諾なく、第三者に移転、販売、譲渡その他の処分をすること
- (6) 当社の書面による事前の承諾なく、再使用許諾、貸与その他方法の如何を問わず、第三者に使用させること
- (7) リバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブルをすること
- (8) 本件サービスの運営を妨害しもしくは本件サービスの信用を毀

損し又はそれらのおそれがある行為をすること

(9) 法令に違反する、又は違反する可能性がある行為をすること

(10) 前各号の他、当社もしくは第三者の権利を侵害、制限、妨害し又はそのおそれがある行為をすること

### 第5条（使用上の注意）

1. 契約者は、本規約の内容を理解した上で、本件サービスのご利用を、契約者自身の責任で行うものとします。
2. 本件サービスにおいて画面表示・音声案内等（以下「表示等」といいます。）により契約者に提供される情報（以下「本件サービス情報」といいます。）は、実際のものとは異なる場合や内容が正確でない場合があります。
3. 本件サービスは、情報端末の電波の受信状況その他情報端末の機能上の制限により、提供を受けられないことがあります。
4. 本件サービスが対象としている国又は地域のうち、本件サービス情報を提供できない場所が一部あります。

### 第6条（本契約の内容の変更）

契約者は、本契約の内容の変更を希望する場合には、ドコモ所定の方法によりドコモに対して、ビジネスプラス契約の内容の変更の申込みを行うものとします。

### 第7条（本件サービスの利用方法）

1. 契約者は、当社の事前の書面による承諾のない限り、本規約に定める条件と異なる利用範囲、目的・態様又は方法にて、本件サービスを利用し、又は第三者に利用させることは一切できないものとします。
2. 契約者は、本件サービスの内容の変更、変形、修正、切除又はその他の改変を行うことができないものとします。
3. 契約者は、本件サービスの利用に際し、当社又は当社への供給者の著作権表示、商標、その他当社の権利を示す表示につき、いかなる場合においても、除去、変更その他これに類する一切の行為をしてはならないものとします。
4. 契約者は、本件サービスにより当社から提供を受けたデータ（本件サービスの利用により出力された緯度経度情報も含みますがこれに限られません。）をキャッシュ等に保存し、当該データを第三者に利用させ、又は自ら利用してはならないものとします。
5. 契約者は、本件サービスを従業員等に対して利用させる場合、当該従業員等に対して第5条に定める事項を周知させるものとし、本契約及びビジネスプラス契約に基づく制限及び条件に従って利用させるものとします。

### 第8条（ID及びパスワードの管理責任）

1. 契約者は、本件ID及びパスワード等を、自己の責任において管理するものとし、その漏洩、使用上の誤り又は第三者による不正使用等より損害が生じても、当社は一切責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大過失がある場合はこの限りではないものとします。
2. 契約者は、当社から提供されたID及びパスワード等を本件サービスの提供を受けるためにのみ使用し、契約者の従業員等以外の第三者に開示及び提供しないものとします。
3. 契約者は、当社から提供されたID又はパスワード等の漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により、当社に損害が生じた場合には、当該損害の一切を当社に賠償する責を負うものとします。

### 第9条（権利関係）

1. 契約者は、本規約において明示的に定められるところに従って本件サービスを利用することができるのみであり、本契約の締結により、本件サービスに関して、著作権、特許権、商標その他いかなる権利も取得しないものとします。
2. 本件サービスにかかる一切の権利（著作権、特許権、営業秘密、商標、その他の知的財産権又は権利）は、当社及び当社に対して使用許諾を行っている原権利者に帰属します。

### 第10条（本件サービスの変更・中止・中断）

1. 当社は、当社のみ裁量にて、本件サービスの改良のために、その内容の一部又は全部を、契約者に対する事前の通知をもって変更することができるものとします。
2. 当社は、本件サービスの一部又は全部の提供を中止もしくは中断する場合には、契約者に対して事前にその旨を通知するものとします。
3. 前項に拘らず、当社は、次の各号の何れかに該当する事由が生じた場合には、契約者に事前に通知することなく、一時的に本件サービスの一部又は全部の提供を中断する場合があります。
  - (1) 本件サービスを提供するためのシステムの保守点検を定期的又は緊急に行う場合

- (2) 天災地変、火災、停電、騒乱などにより本件サービスの提供ができない場合
  - (3) 電気通信回線、コンピュータ等の通信手段の障害などにより本件サービスの提供ができない場合
  - (4) その他、当社の責によらない事由により本件サービスの提供ができない場合
4. 当社は、本条又は本規約のその他の条項に基づく、本件サービスの一部もしくは全部の変更又は本件サービスの一部もしくは全部の提供の中止もしくは中断によって、契約者又はその他第三者が被る損害につき一切の責任を負わないものとします。

#### 第11条 (本件サービスの提供に関する保証)

1. 当社は、本件サービスが契約者の特定の目的に適合し又は有用であることについては、一切保証しないものとします。
2. 当社は、本件サービスの提供に際し障害もしくは異常を発見した場合、又はかかる障害もしくは異常がある旨の連絡を契約者から受けた場合には、速やかにその原因を調査し、必要な処置を執るべく合理的な努力をするものとします。但し、当該異常又は障害が、契約者のシステム、機器、装置等の故障又は誤った操作等に起因する場合についてはこの限りではありません。
3. 当社は、本件サービスの提供に際して契約者に提供される各種データの正確性、完全性（誤記、位置の誤り、情報の不足等を含みます。）については一切保証しないものとします。但し、当社は、提供するデータに関して、可能な限り現状と一致したものを提供するよう努めるものとします。
4. 前項に拘わらず、本契約の有効期間中に当社が各種データの誤りを発見した場合は、当社が合理的に決定する時期又は方法により、修正し、又はその他必要な措置を講ずるものとします。

#### 第12条 (著作権の保証・補償)

1. 当社は、契約者に対して、当社が本件サービスに関連する著作権を有していること又は本件サービスを提供するために必要な各種データに関する許諾を第三者から取得していることを保証します。
2. 当社は、契約者に対して、本件サービスの利用が第三者の保有する著作権を侵害するものであるとの請求又はクレームが第三者から契約者に対して起こされた場合、契約者を当該請求等から防御し、契約者が当該請求等により被る損害を補償するものとします。但し、契約者が当社に対して当該補償を請求するためには、契約者は、当該請求等が提起された旨当社に対して直ちに書面にて通知し、当該請求等につき防御及び和解を行う権利（弁護士を選定する権利を含みます。）（但し、当該防御又は和解に要する費用は当社が負担します。）を当社に与えなければならないものとします。契約者は、当該請求等に関する防御又は和解につき、当社の費用にて、当社に協力するものとします。当社の事前の書面による承諾なしに契約者が出捐した費用については、当社はこれを填補しないものとします。
3. 本件サービスの提供が第三者の保有する著作権その他の権利を侵害しているおそれがあると当社が判断した場合には、当社は自己の費用にて次の各号のいずれかの措置を採ることができるものとします。
  - (1) 契約者による本契約に基づく本件サービスの利用が可能となるために必要な権利を取得する。
  - (2) 本件サービスの提供が第三者の保有する著作権その他の権利を侵害しないものとなるように、本件サービスの内容を修正する。
  - (3) 当社において前二号の措置を執ることが合理的に困難であると判断した場合に、本件サービスの全部又は一部の提供を中止する。
4. 第三者の保有する著作権その他の権利の侵害又はそのおそれが、(i) 本契約により認められる利用以外の契約者もしくはその他の第三者による本件サービスの利用、(ii) 契約者が行った本件サービスの修正もしくは変更、又は(iii) その他契約者による本契約の違反に起因する場合には、当社は本条に基づく責任を負わないものとします。
5. 本条は、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しているとの主張に基づく契約者に対する請求に関する当社の責任のすべてを規定するものであり、当社は、本条に定めるところ以外に一切の責任を負わないものとします。

#### 第13条 (責任制限)

1. いかなる場合においても、本契約に関連して当社が契約者に対して負担する損害賠償額及び補償額の合計額は、当該損害の直接の原因となる事実が発生した日までの12ヶ月間に契約者が本契約に関連して支払った契約金額の合計額（12ヶ月間に満たない場合は契約者が支払った契約金額の総額）を上限とします。
2. いかなる場合においても、当社は、契約者に対して、特別事情により生じた損害、逸失利益（売上その他の経済的利益を得られなかったことを含みます。）、契約者において代替サービスを取得するために要した費用、又はデータの喪失に伴う損害について、一切の責任（契約責任、不法行為責任又はその他の責任であるかを問いません。）を負わないものとします（事前にかかる損害が発生するおそれがある旨

約者から通知されていた場合でも同様とします。）。

#### 第14条 (システム管理者の業務)

1. 契約者は、本件サービスの利用に関して、システム管理者を選定し、ビジネスプラス契約に係るドコモ所定の申込書に記載するものとします。システム管理者を変更する場合は、ドコモ所定の方法でドコモに通知するものとします。
2. 前項に定めるシステム管理者は、以下の各号に定める事項を行うものとします。
  - (1) 本件ID及びパスワード等の管理
  - (2) 本件サービスの適切な運用を図るため、契約者社内における関係者に必要な指示
  - (3) 前各号の他、契約者および当社間で別途合意する事項

#### 第15条 (秘密保持)

1. 当社及び契約者は、本契約に関して相手方より書面（電子メールを含みます。）で秘密である旨の表示がなされた上で開示された情報（以下「秘密情報」といいます。）を、相手方の事前の書面による承諾なしに、本件サービスの提供又は本契約に基づいて許容される目的以外の目的のために使用しないものとし、また、第三者に対して開示又は漏洩しないものとします。なお、秘密情報を開示した者を「開示者」、開示された者を「受領者」といいます。
2. 前項に拘わらず、当社は、本件サービスの提供に必要な限りにおいて、ドコモに対して契約者の秘密情報を開示することができるものとします。
3. 本条にいう「秘密情報」には、(i) 開示の際に既に公知となっていた情報もしくは受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報、(ii) 本規約に違反することなくかかる情報を開示する権限を有する第三者から何ら制限なく受領者が取得した情報、又は(iii) 開示者の秘密情報を一切使用することなく受領者が独自に開発した情報は含まれないものとします。
4. 受領者は、法令に基づく裁判所、行政機関その他の政府機関の命令又は要求を受けた場合、開示者から受領した秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合、受領者は直ちにこの旨を開示者に通知するものとし、合理的に必要な情報のみを開示するよう努めるものとします。

#### 第16条 (有効期間、当社による本契約の解除)

1. 本契約の有効期間は、ビジネスプラス契約の有効期間と同一とします。
2. 契約者に以下に定める事由の1が生じた場合には、当社は、何らの通知又は催告なく、本契約を解除することができるものとします。
  - (1) 本規約のいずれかの条項に違反し、かかる違反を治癒すべき旨の催告を受領してから30日以内にかかる違反が治癒されない場合。
  - (2) 契約者がビジネスプラスの利用申込に関し虚偽の申告をした場合。
  - (3) 支払停止もしくは銀行取引停止処分、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する倒産手続開始の申立があった場合。
  - (4) 解散の決定がなされた場合、又は解散命令が下された場合。
  - (5) その他、資産、信用又は支払い能力に重大な変更が生じた場合。
3. 理由のいかんを問わず本契約が終了し、又は解除された場合には、(i) 本件サービスの提供は直ちに終了し、(ii) 契約者は、当社から受領した秘密情報の一切を、当社に返還するか、これらを廃棄しその旨の証明書を当社に交付するものとします。
4. 終了原因のいかんにかかわらず、本契約の終了後も、第9条、第14条、第13条、第15条、及び本項ないし第21条までの規定はその効力が存続するものとします。

#### 第17条 (譲渡禁止)

契約者及び当社は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、本契約に基づく権利もしくは義務の全部又は一部について第三者へ譲渡、担保設定、引受又はその他の一切の処分を行わないものとします。

#### 第18条 (本規約の変更)

1. 当社は、当社の裁量にて本規約を変更することができるものとします。
2. 当社は、本規約を変更するときは、ドコモの指定する方法に従い、変更後の規約の公開又は契約者に対する変更内容の通知をするものとします。
3. 変更後の本規約の内容については、通知した時点をもって効力が生じるものとします。

#### 第19条 (専属管轄裁判所)

本契約に起因し又は関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第20条 (不可抗力)

契約者の支払義務を除き、契約者又は当社は、相手方に対し、不可抗力による本契約に基づく義務の不履行又は遅滞につき責任を負わないものとします。

**第21条（協議条項）**

本規約に定めのない事項又は条項の解釈につき疑義が生じた場合には、契約者及び当社は信義誠実の原則に従って協議するものとします。

**【附則】**

本規約は、2016年4月1日から実施されます。

以上